

消費生活 相談

訪問購入のトラブルが急増中!「不用品を買い取ります」と言われても、安易に承諾しないようにしましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

訪問購入とは、購入業者が営業所以外の場所で、消費者から物品を購入することです。全国の消費生活センター等には訪問購入に関する相談が多く寄せられており、契約当事者の8割近くを60歳以上の方が占めているという特徴があります。訪問購入は、特定商取引に関する法律において、購入業者が守るべきルールや消費者を保護する制度が定められていますが、ルールが守られないケースが見られます。購入業者から電話がかかってきたり、いきなり訪問されたりしても、安易に承諾しないようにしましょう。



い金額で貴金属を買い取られてしまった。

【事例5】クーリング・オフ後に渡した貴金属を返品してもらったが、指輪が2つ足りなかった。



被害に遭わないために…

- ▽突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ▽事前に、購入業者の名称や買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- ▽買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ▽購入業者から交付された書面はしっかりと確認しましょう。
- ▽クーリング・オフの期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができることを覚えておきましょう。



相談事例

- 【事例1】電話で「何でも良いので、不用品はないか」と言われ、訪問を承諾してしまった。
- 【事例2】不用品を求めて訪問してきた業者に個人情報話を話してしまった。
- 【事例3】皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。
- 【事例4】断ってもしつこく居座られ、非常に安

不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

■問い合わせ
日本年金機構 水戸北年金事務所(☎231局2283)、「ねんきん定期便」「ねんきんネット」専用ダイヤル(☎0570・058・555)

■「ねんきんネット」をご利用ください
「ねんきんネット」は、インターネットを通じて、ご自身の年金の情報を、いつでもどこでも、手軽にパソコンやスマートフォンから確認できるサービスです。ご利用には「ねんきんネット」への登録(マイナンバーとの連携または、ユーザIDの取得)が必要です。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

■「ねんきんネット」をご利用ください

■「ねんきんネット」をご利用ください



▲HPIはこちら

国民年金
だより
11月は「ねんきん月間」、
11月30日は「年金の日」



■11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構は厚生労働省と協力し、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めてもらうための取り組みを行っています。また11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」です。この機会に、未来の生活設計について考えてみませんか。

■「ねんきんネット」をご利用ください